

議 事 録

会議の名称	平成22年度 伊丹市福祉対策審議会第3回地域福祉部会
開催日時	平成22年11月17日(水) 10:00~12:05
開催場所	伊丹市役所 議会棟3階 第2委員会室
司 会	大西地域福祉課主査
出席者	藤井部会長、照屋委員、岩永委員、氏田委員、久村委員、相崎委員、原田委員、荒西委員(以上8名)(順不同)
欠席者	吉田委員(以上1名)(順不同)
事務局	西尾健康福祉部長、増田健康福祉部副参事兼地域福祉課長、大西地域福祉課主査 他
会議の成立	委員総数9名のうち8名出席、1名欠席 <過半数出席のため成立>
署名委員	原田委員、久村委員
傍聴者	3名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部会長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回全体会の報告 (2) 第2次伊丹市地域福祉計画大綱(案)について 4. その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の予定について (2) その他
備 考	

議 事 要 旨

1. 開会

資料の確認 次第

資料 1 第 2 次伊丹市地域福祉計画大綱（案）

資料 資料 1 の修正の正誤表

資料 伊丹市の圏域における要支援者サポート体制のイメージ図

2. 部会長あいさつ（略）

3. 議事

（1）事務局より第 2 回福祉審議会全体会の報告

11/1 に開催した第 2 回全体会での各委員からの指摘や意見等について報告。

- ・第 1 章の「1 地域福祉計画とは」の（1）地域福祉とはの部分について、教科書的な記述は必要ない。
- ・第 1 章の「3 伊丹市の地域福祉の現状と課題」の部分はボリュームが大きいため、計画本編では結論だけにまとめ、詳細な内容については資料編として巻末に記載したほうが読みやすいのではないかと。
- ・基本方向 2 の基本施策 2 「関係団体や関係機関等との連携強化」の主要施策として「地域ケアシステムの充実」が挙げられているが、基本方向 3 の「誰もが自分らしく暮らせる仕組みづくり」も地域ケアシステムの一環であり、むしろ基本方向 3 に入るのではないかと。
- ・冒頭の部分で「市民」と「住民」の定義づけを行い、大綱案の中で住民活動、市民活動と使い分けて記述していたが、使い分けはしないほうが良い。
- ・以上の指摘・意見のほか、細かな意見等も踏まえて大綱案を修正しており、具体的な修正箇所については後程説明。

藤井部会長：ありがとうございました。第 1 次計画はかなり理念的な計画でしたので、第 2 次計画では、理念に関する記述部分を簡潔にまとめ、理念よりも施策化を骨組みとして出していくという編集上の問題ですね。それから、基本方向 2 に関する若干の整理と、市民と住民の用語の概念について誤解のないような表記の仕方を軸にして修正を行い、大綱案として本日提示しています。まずは、全体会の報告について質問等はございませんか。よろしいでしょうか。では、第 2 次伊丹市地域福祉計画大綱案について、事務局より説明をお願いいたします。

（2）事務局より第 2 次伊丹市地域福祉計画大綱（案）について説明

主な修正および追加箇所等について説明。

- ・「市民」と「住民」については、基本的には「市民」を使用するが、隣近所や町内会、小学校区といった特定の地域の市民を言い表したい時には、「地域住民」あるいは「住民」という表現とする。

- ・第1章の(1)地域福祉とは について、改訂に際して、読みやすくわかりやすくしたほうが良いとの意見を受け、表現を変更。
- ・3頁の「伊丹市の圏域における要支援者サポート体制のイメージ図」は、内容が少し違っているのではという意見を踏まえて、要支援者の方あるいは家族に対して、それぞれの圏域でどのような支援や連携が行われるかという内容に修正した上で、第3章の最後(50頁)に移動。
- ・18頁以降は、第1次計画の評価・分析の結果から、第1次計画での積み残し課題や新たに出てきた課題を受けて、第2次計画でどういった施策を展開していくかという流れにし、結論部分だけをまとめた形にしたため、大きく変更となっている。第1次計画の細かい評価・分析については、53頁以降の資料編に移動させ、なおかつ、わかりやすい書き方に整理。
- ・25頁の基本方向1の基本施策1と2は、「住民」と「市民」の使い分けをやめたことに伴い表現を変更。
- ・基本方向2の2「関係団体や関係機関等との連携強化」については、基本方向3に入る内容のものを振り分け、タイトルも「サービスの調整と開発」に変更。
- ・計画の主要な数値目標については、全体会では第4章の最後に一覧としていたが、第3章部分でそれぞれの基本施策の後に入れるとともに、単に数値目標を追うことが目標にならないよう、また本来の地域福祉の推進方策を見失うことのないようにしなければならないということで、目標設定について再度検討を行った。
(細かな修正点等については略)

藤井部会長：それでは、早速検討に入りたいと思います。まず第1章、第2章について一括して行いますが、できれば頁の順にご指摘をいただければと思います。

久村委員：事業者市民は企業を示すのか、そこで働いている人を指すのか、はっきりしないので説明をお願いします。ここでは孤立死と記載しているが、一般的には孤独死と言うので、表現としてどちらが良いのか、ちょっと疑問がある。普通は孤独死という言葉が使われているので、違う言葉を使った理由をうかがいたい。

事務局：事業者市民につきましては、広く市民という言葉を使いましたので、市民の中に事業者、企業、そこで働いている方々を含み、この計画の中では、一般的に市民と言うと、伊丹市で生活している生活者市民だけではなく、事業者であったり、企業なども含みます。本文中では、できる限り企業とか、事業者とか、社会福祉法人などと記述しています。孤立死については、ご指摘のように、これまで孤独死という言葉が使われていまして、今も両方使われているかと思えます。孤独死というと、文字面のように一人寂しくということになりますが、高齢者が亡くなくても誰も気づかないという実態が、社会そのものからの孤立によって結果的に孤独死になってしまったということから、孤立死という言葉が最近は多く使われているような気がします。特に無縁社会という言葉も新た

に出てきましたし、この計画では孤立死に統一しました。

藤井部会長：事業者市民については、事業者も伊丹市の市民社会を作る上で主体なんだという位置づけで、私は事業者市民という言葉も良いと思います。多分、久村委員のご質問は、伊丹市に登録されている事業者そのものの組織体を指すのか、他市から勤めて来ている人、日中そこで仕事をしている人も伊丹市の市民社会を作る人材として、範囲の中を含めるのか、という意味合いだと思うので、それは施策上、両方を指すのか、組織体を指すのかを内部で固めておいていただけたらと思います。今後10年の伊丹市の昼間人口とか流動性、例えば学生など、昼間に伊丹市に居る人々を地域福祉の主体として考えていくのか、将来の論議になると思いますが、それをどう規定するのかということですね。また、孤独死と孤立死に関しては、孤独死に関して世間で一番問題となるのは、結局、死後発見の長さがあって、そこに汲々と対策を立てるが、そうではないだろうと思います。孤独というのは、悪いことだけではなくて、唯一、一人の存在だからこそ孤独を感じるということでは、パーソナリティができることによって、孤独を感じるようになるということなので、決して否定すべきものではない。ところが、問題は、人と繋がろうと思っても繋がれない社会的な孤立によって、生活がしづらくなっていく、その結果として、死んでも死後発見が長くなると。そういう意味では、孤独死の問題は、正確に言うと孤立死の問題で、死ぬ前の孤立をしている状態を、孤立死を通じて、市民社会の中でどう繋ぎ直しをしていくかという問題に置き換えて対策をちゃんと考えましょうと。だから、これはイコール見守り活動の考え方と、見守り対策と裏表の考え方として、厳密には、孤立死という表現を使ったほうが問題は鮮明になってくるといことです。ですから、地域福祉計画で孤立死を使うのであれば、今後、介護保険事業計画や高齢者施策、障がい者の孤立という問題もあるので、死後発見という問題、孤立死という言葉をどの分野の計画でも、その言葉を使うかどうかという部分の調整が必要となってくるといと思います。よろしいですか。

事務局：はい。

藤井部会長：結構鮮明に言葉として出されていて、私ははっきりしているなという受け止め方をしましたが。

久村委員：孤立死に関しては、そういう深い意味があると思う。どちらが良いかはわからないですが、亡くなっている方を早期に発見するというのを主体に考えるなら、孤独死かなという感じがあったのですが、普段の近所づきあいのことから考えての意味だったら孤立死かなともいいます。ちょっと疑問があるので、どちらを主体にして使われるのかということを確認にさせていただけたらいいかなと思いました。それと、見守り活動の中で、もし何かあった時に不安だとい

意見がアンケートにも出ていると思うんですが、そういう意味で、孤独死に対応する方法、電気が点いていなかったらどうするかとか、そういう普段のおつきあいのことも含めて、これをきっかけに議論ができればと思います。

荒西委員：老人クラブ連合会に入っていたら、各役員が事業を行う時に会員に案内を出し、会員に説明するので孤独死は少なくなると思います。また、そういう機会に出ただけなら孤独死も少なくなると思っています。孤独死というのは、なるべく少なくしていかないといけないと思っています。

藤井部会長：他にご意見はございませんか。

照屋委員：この大綱案を読ませていただいて、非常に理想的な形になっていると思います。これが地域の方々につながって、実際に現実のものになっていけば最高の計画になっていくと思います。しかし、理想的なことが書かれていながら、実際に地域の皆様方がこれを理解して実践していくかと言うと、決してそうではないのではないかという気がしています。10年間の目標を立てた訳ですから、これらが一つ一つ、活力ある行動につながっていくことが大切だと思います。一つ一つが実際に論議され、地域の根付いていこうとすれば、小学校区よりも、もっと掘り下げた自治会、近隣社会でどう取り組んでいくかを真剣に議論していかないといけないのではないかと思います。伊丹市では、各自治会単位に共同利用施設を設けておりますが、自治会長さんが鍵を持っていて、簡単には一般利用できていないようです。小地域単位で高齢者対策や子ども対策のほか、障がい者など当事者間のつながりを持つ等、色々な施策が必要だと思うので、もっと共同利用施設を開放して、賑やかなまちづくりにつながるよう、行政側からの指導や社会福祉協議会からの要請等も必要だと思います。高齢者のサロンや共同ケアを行っていますが、なかなか共同ケアという大切な事業が小学校区に広がっていかないし、ネットワーク事業にしても全校区に広がっていないので、しっかりと広がっていくためにも、その拠点として共同利用施設をもっと利用できるよう、話し合いができるようなものがほしいなと思っています。私が若い頃には、自治会の各隣保の寄合が各家庭で行われ、非常に温もりのある、みんなが心から助け合いのできるような隣保という形で構成されていました。だんだん枠が広がって行って、今は小学校区という枠組みをしていますが、孤独死とか青少年の非行の問題とか、専門職の方だけではなく、生活体験豊かな高齢者の方々等を含めた皆様と一体化して取り組んでいくという形にするため、この立派な理想的な提言を活かしていただきたいと思っています。

藤井部会長：これは要望ですか。今後の活かし方ということでよろしいでしょうか。

照屋委員：そうですね。

荒西委員：今言われたように、自治会と地区社協がうまくいっていないところがあると思うので、もう少し連携していただきたいと思います。

藤井部会長：地域福祉計画における圏域そのものを明らかにし、多様な主体がどういうルートと場で参加するのか、協働の場として拠点をどこに置くのか、コーディネートする人をどう配置するのか、それらが実際的に設計されていることが地域福祉計画として理想的な訳です。それを今回の第2次計画でどこまで書ききれるかということと、それが書かれているかという課題でもあると思います。そういう視点に沿って、第1章、第2章もチェックしていただき、第3章、第4章も見ただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

岩永委員：14頁の計画の期間について、「ただし、原則として概ね3年を目途に、必要に応じて中間見直しを実施します。」という記述になっているが、原則として、概ね3年、さらに必要に応じてと修飾語が多くなっていて、結局何だろうと思います。

藤井部会長：進行管理に絡みますので、事務局からどうぞ。

事務局：慎重に書いたので、言葉が重なったのかなと思います。前回の部会でも10年間の計画では長いのではないかというご意見もいただきましたが、当初から市としては10年間という方向でやってまいりましたので、10年を短くするのは少し難しいかなということで、中間見直しという形にしました。また、中間見直しは5年ということではなく、3年位を目安にしたらという意見もいただいたので、言い回しを少し考えまして、こういう形にしました。「必要に応じて」というのは、福祉制度は割と頻繁に変わりますし、特に障がい者の関連の法律も今後どうなるか不透明な部分があり、そういった場合には3年と言わずに当然見直しを行わないといけないということでの表現です。第2次計画では、施策体系をはっきりと分類し、取り組みの事業内容までも書いており、10年間そのままということにはならないと考えておりますので、明確に何年度ということではなく概ね3年ということで、目安としては3年～4年で、この10年間では2回は見直さないといけないということを書いたつもりです。ですから、「必要に応じて」というのは、大きな制度変更があれば見直すということを書き加えた形になっていますので、ご理解いただきまして、表現についてはもう一度考えさせていただきたいと思います。

藤井部会長：よろしいですか。見直す時期については、結局流れてしまうこともあるので、より明確にしておいたほうが良いと思います。ご検討いただくということで、他にいかがでしょうか。

相崎委員：第1章の(1)地域福祉とはは、前回に比べてまとめていただいて非常にわかりやすくなったと感じています。ただ申し訳ないのですが、少し伝わってこないという雰囲気を持ってしまいました。どうしてかと考えた時、大きな目的と言いますか、理念、伊丹市はこうしていきたいという部分が薄いのではないかとということが1つの理由ではないかと感じました。伊丹市として、地域福祉をこう進めていくのだというところ、こういう目的に向かってこの計画を立てているのだというところが、少しわかりにくいという印象を持ちましたので、計画の最初の部分に大きな目的みたいなものが欲しいと思います。それから、同じく(1)地域福祉とはの部分ですが、地域福祉活動の範囲として小学校区と書かれていますが、表記としてわかりづらいという印象を持ちました。ここでは、基本的に範囲は小学校区とするが、自治会や隣近所といった、もう少し細かい範囲も含めていくということが書いてあると思いますが、その辺りがわかりにくいと思いましたので、もう少し工夫をしていただいたら良いのではないかと、また、そこに地域福祉ネット会議という文言を入れなくても良いのかなとも感じました。少し細かいことですが、3頁のイメージ図はタイトルがわかりにくいので、どう書けばいいのか難しいですが、「地域福祉のイメージ図」みたいなタイトルにするとか、もう少し工夫をしてもらったらと思いました。もう1か所、10頁の図で地域子育て拠点事業が7か所となっています。むっくむっくルームは6か所なので、これは北保育所が入っているのかなと思ったのですが、北保育所は親子が気軽に行って遊んだり、集ったりする場所として含めて良いものかどうか確認していただきたいと思います。

久村委員：2頁の「地域の福祉力」の説明の中で、4つ目の黒丸の言葉がわかりにくいので、誰が見てもわかるようにできたらと思います。その少し下のほうに、「相互扶助の現在的再生」や「相互支援力の再構築」という言葉が出ていますが、よく考えたらわかりますが、「現在的再生」という言葉が必要かなと疑問があります。それと、7頁に生活保護被保護世帯数の推移という表があるが、新たな福祉課題の拡大という説明のどこに関連しているのかなと思いましたので、少し説明していただきたい。もう1点、同じ7頁の地区社協等による活動に関する説明の中で、8頁に自治会活動との問題点が出されているが、これから地域福祉をしていく団体が一体どこになるのかという問題も出てくると思うので、この辺りをどう理解すれば良いのか、もう少しきちんと書いてもらわないと不安だけがすごく出てくると思います。地域福祉ネット会議を充実していくのか、それとも地区の社会福祉協議会をきちんと持続してもらおうようにするのか、よくわからないなと思うので、この部分をもう少し書く必要があるのではないかと思います。

藤井部会長：ご質問も含めて、事務局からコメントをお願いします。

事務局：(1) 地域福祉とはの部分ですが、伊丹市としてどうしていくのか、市として特徴づけたものになっていないという辺りは考えてみたいと思います。伊丹市として、こうしたいということはあるのですが、ワーキング会議でも出てきましたが、もともと戦後、福祉制度ができる前は地域福祉が地域コミュニティの中で成り立っていた訳で、それを地域福祉とは誰も呼んでいなかった訳です。一般的に「地域福祉とは」と言う時、公的な福祉制度が整っていなかった時代に皆で支え合ったり助け合ったりしていたことを今日的な仕組みの中で再生したいんだという考え方だと思うんですね。その辺りを伊丹市としてどうなんだということで、特徴めいたことになるかどうかわかりませんが、ここで表現できるのなら考えてみたいと思います。小学校区についての説明は頭をひねって書いたつもりなんです。例えば、我々のほうで地域福祉ネット会議を計画し、地区ボランティアセンターを立ち上げてということをやっていますが、ある地域では既に自治会の中で地区ボランティアセンターのミニチュア版みたいな組織を持っている所もあります。我々がお願いしていく中では小学校区単位にお話をしていますが、より身近な所でそういう仕組みがあれば、なお良いと思っていますし、そういった意味合いで、地域福祉の取り組みは自治会であったり町内会であったりというように、より身近な所で進めていくことを理想としていますので、その辺りを書きたかったのですが、書ききれていなかったのかなと思います。また、生活保護の被保護世帯数の推移は新たな課題のどの部分に該当するのかということですが、例えば、「その他の課題としては」の部分で、世帯での複合的な福祉課題への対応ということで、世帯の中で高齢の方と障がいのある方が生活していく上で経済的に困難な場合があるといった課題もあろうかと思いますが、グラフの必要性については再度検討したいと思います。それから、7頁のの部分ですが、すっきりと書きたいのですが、すっきりと書けないのが地域の実情でして、地域福祉を進める際、地域コミュニティはベースですので、我々が誘導するのではなくて地域の方々が自らの力でやっただくというのが基本です。ここに書かせていただいたのは、伊丹市では昭和50年代に小学校区単位に地域福祉を進める単位として地区社協の設立をお願いして、17の小学校区全てにそういった組織ができました。色々な事業を展開していく時に、個々の自治会単位にお願いしてもなかなかできないということもありますが、地区社協であれば、自治会であったり、民生委員・児童委員さんであったり、老人会であったり、PTAの方であったりと、いろいろな団体につないでいただけますので、広く地域の方々に知っていただき、お願いするという形でやってきました。それが20年から30年たった中で、ある意味、この地区社協を少し便利使いしてきたという反省もありますが、福祉だけでなく環境問題や防災・防犯、教育等に関しても、地区社協をベースにしてお願いしてきたということもあって、今日、地域が自立していこうということで、まちづくり協議会であったり、コミュニティ協議会であったりと名称変更

とともに、色々な分野に関して小学校区で取り組みましょうということになってきています。そんな中で、行政からそういった地域の動きを進めるということもできませんし、地域の方々がそれぞれの考え方でやっておられ、現在17校区のうち、地区社会福祉協議会という名称は10校区ぐらいになっていると思います。ただ、そういう状況の中で地域福祉を推進していくには、地域のまちづくりの組織の方々と一緒に協働しながらやっていかないといけないということを、ここでは書かせていただきたいということです。ご指摘もありましたように、自治会の活動と地区社協等との活動が、地域によってはうまく合致していないような、少しねじれ現象のような所も一部ありまして、我々としてはそれを課題として捉えています。地域福祉計画の中で地域コミュニティをどうこうするとは書けませんので、地域が今変わりつつある中で地域福祉を進めていかないといけないということで、このような書きぶりにさせていただいたということです。わかりにくい表現については一度検討いたしますが、本来ですと、もっと大きな計画の中で地域の関係について市としてどうするかということが必要ではないかとも思いますが、地域福祉計画を進めるにあたって、触れざるを得なかったので書かせていただいたということです。

藤井部会長：まだ、第3章と第4章もありますので、第1章、第2章についてはこの辺で終わらせていただきますが、細かい部分で改めて押さえておかないといけないことについて私から少しコメントさせていただきます。先程の1頁の論議は、要するに、地域福祉計画で重層的な圏域を設定しましょうということですが、それは、近隣自治会域、小学校区域、サービス圏域、全市という4層の重層的な圏域があるんだということを明確に書いたほうがわかりやすいと思います。その中で、日常生活圏域における地域福祉活動の中核的な圏域は小学校区域なんだと。そして、その前後があるというふうな書きぶりをするとうわかりやすいのではないかと思います。用語の使い方も1頁で、地域福祉活動を行う最大の圏域が小学校区だと書くと誤解を招くんですね。地域福祉活動は、近隣から全市からです。日常生活圏域における地域福祉活動の最大の圏域は小学校区ぐらいということですね。日常生活圏域という言葉を入れて微修正するか、先程の4層のイメージをしっかりと書き込むか、どちらかの判断をしていただければと思います。それと、事務局が答弁に苦労していた久村委員の質問ですが、ここは実は非常に根本的な問題で、今後伊丹市において考えていかないと進まない問題ですね。どこの市でもそうですが、今自治会が脆弱化してきて、なおかつ、そこには無縁社会の見守りの課題等が出てきています。そういう意味では、自治会をどういうふうにつま直して、評価するのかという課題があります。それとともに、一枚岩の組織は弱いですから、小学校区くらいでネットワーク組織を作って覆っていくというのがコミュニティの作り方なんです。それが伊丹市では、従来は地区社協であったけれども、まちづくり全体の課題としてまちづくり協議会的にしようではないかという動きがある訳ですね。ここの紐解き

を住民の自主的な判断というよりは、市のコミュニティ政策として、しっかりと位置づけて、各課が好き勝手に翻弄してコミュニティを色々な判断で惑わすというよりは、しっかりとした自治体の政策が必要なんですね。そこがしっかりしないと、実は地域福祉計画は成り立たないのですが、そこは総合計画という、もっと大きな枠組みの中での課題であるというところですが、その論議が不十分であるというのが、正直なところの伊丹市の現状だと思います。そういうことも含めて、地域福祉計画の中ではそこが課題ですよと書かれていると思いますので、ここは宿題として、それぞれ進行管理の中で地域福祉計画の中でも問うていくべき課題かなと思います。ここでの記述としては地域福祉分野の中でどこまで書けるのかということだと思います。それと、ご検討をいただきたいのは、16頁の社会福祉協議会に関する説明の部分で、「公私協働」「半官半民」という形態で運営するという表現について、実態はそうかもしれませんが、「半官半民」というのは直截的と言いますか、むしろ表現を和らげて「高い公共性を有した形態で運営」というような表現をご検討いただければと思います。

久村委員：10頁の表に地域包括支援センター相談窓口が書かれていますが、この地域包括支援センターの位置づけがはっきりしていないと思います。以前から地域福祉を進めるためには色々な専門家の協力が必要だと思っていますが、この地域包括支援センターをもう少し取り上げて、きちんと説明をするなり、9頁に説明を付け加えておくべきではないかと思います。

藤井部会長：第3章、第4章についてはいかがでしょうか。これも一括してどこからでも結構ですので、ご意見を願います。

岩永委員：2点あります。28頁以降の「主な取り組み」の表で、「主体」となっていますが、地域福祉計画の主体は、あくまで市民なので、主体ではなく、例えば「推進窓口」などの表現にしたほうが良いのではないかと思います。主体というと、市がやるとか、市社協がやるというように誤解を招くと思います。もう1点は、各基本施策の部分に【主な目標指標】がありますが、これは前回資料の最後の頁に記載していたものを振り分けたとおっしゃいましたが、各施策に対する【主な目標指標】が何故2つだけなのかなと思います。最初に主要施策がいくつもあって、最後に突然目標指標が2つだけになる、その収斂の仕方に違和感があるので、その辺をご検討いただきたいと思います。

藤井部会長：まず、「主体」とした用語の意味と、難しい目標の指標化について1つ、2つ挙げた考え方について、事務局いかがでしょうか。

事務局：前回の主要な数値目標の一覧表をここに当てはめて、できるだけ目標値として

数値的に表せるものということで、1つ、2つの目標指標を挙げさせていただきました。改めて書き出しますと、全部の取り組みについてこうします、ああしますということを全部挙げることになってしまうので、それは差し控えさせていただきます、前回、社協や民生委員さんの認知率を高めるといった目標もありましたが、認知率を高めるのが目的ではなく、こういった施策を進めることで結果として認知率が高まるというご意見もあり、そういった理由から目標値には挙げていません。さらに目標数値として挙げられるものがあれば、考えてみたいと思います。

藤井部会長：他市の計画を見ても、数字を列記しても結局何の評価にもならないという部分もあって、評価や進行管理の時に何の数値を挙げるかは検討課題なんですね。それで苦心されて、基本施策の中で肝になる指標を1つ2つ挙げたのだと思います。そういう意味では、ここに掲げられているものが適切なのかというチェックを再度していただければと思います。

岩永委員：趣旨はわかりました。ここにたくさん書いて欲しいということではなく、例えば28、29頁でしたら、主要施策が3つ詳述されていて、3つともやっていますよということですね。なのに、最後に主な目標指標として2つに凝縮しているというイメージを持ってしまうので、例えば、主な目標指標を「具体的な目標指標の例示」というニュアンスだったら了解できるかなと思います。つまり、最後の2つに絞ってしまっているというのが、その2つだけをやれば良いというように捉えかねないので、「目標指標の例」くらいの表現にしていたらどうかと思います。

藤井部会長：誤解を与えてしまうということですね。例示という表記にするかどうかは別にして、岩永委員の言わんとするように、誤解のないような表現するというところで、本日はご意見として承っておきたいと思います。また、主体の表記についてですが、主体と明記するから、かなりはっきりするんですが、窓口とすると逆に拡散するということにもなりますね。そこは岩永委員、いかがでしょうか。

岩永委員：他の言葉でも良いが、主体だとどうも。

氏田委員：この地域福祉計画がまわっていくか、まわっていかないかという大きなポイントは小学校区が基本だと思います。基本施策1では、ネット会議と地区ボランティアセンターの2つのことが目標指標として書いてあるけれども、やっぱりそれは作ってもらって、そこから始まっていくと思うし、それがないと、この計画は浸透していかないと思うんです。ネット会議と地区ボランティアセンターは絶対作ってもらって、そこでやってもらいたいことがここにいっぱい書いてあるので、そこから始まっていくと思うから頑張ってもらってほしい。

僕が聞きたいのは、NPO法人のことなんですけど、伊丹市では、まちづくりプラザという、NPO法人を一応統括している所があるんですが、そこの連携をやっていくパイプ役をやってくださいというだけの感じではなく、統括している所に頼んでやっていかないといけないと思う。こんな時にはこんなふうにやってくださいっていうのを頼んでやってもらわないと、まわっていかない気がするんで、もう少し、まちづくりプラザとのパイプを強めていったら、まわっていくのかなと思います。

藤井部会長：少し頭をひねらないといけませんが、岩永委員の言われたように、誤解を招かないような表現、主要施策は全部取り組んでいくもので、主な目標指標というのは、その中の軸だということがわかるような表現ということですね。また、主体のほうも、伊丹市と市社協だけがするものだという誤解を与えないような、逆にみんなでするものだという表記、ある意味、責任主体と言いますか、そういう意味合いも含む表現は何だろうということで少しご検討いただきたいと思います。氏田委員からのお話もご意見として承っておきたいと思います。

照屋委員：30頁から「全市的で多様な地域福祉活動への支援」という形になっていますが、市が主体となって誘導していくということが大切だと思いますが、その中で社会福祉協議会がどのように取り組んでいくかがこれからの大きな問題点だろうと思います。それから、各小学校区では、地区社会福祉協議会という名称から小学校区によっては、まちづくり協議会等の色々な名称を使いながら、自主的、主体的に地区社協の立場を強化していこうという考え方もありますが、社会福祉協議会という名称がはずれたから、社会福祉協議会と一切関係ないというのではなく、私としては、地域社会でお互いにサポートし合い、共に地域社会に大きく貢献していけるものになっていくということが非常に大切だと思っております。これらの施策について、伊丹市と社協、地区社協等が協働して力の限り頑張っていけたらと考えております。

藤井部会長：そういうことが伝わるような計画ということですね。他にいかがでしょうか。

荒西委員：今、伊丹市の人口は19万人ですね。自治会に全然入っていない人口はどの位なのか聞きたいのですが。また、伊丹に寝に帰っているだけという人口も。

事務局：その辺りの数字は調べていませんので、つかんでいません。また調べておきます。

相崎委員：岩永委員からも出ていました数値目標ですが、こういった計画にはできるだけ具体的な数値とか期限を入れていただきたいと思っています。ですので、このように目標指標ということで、数値を書けるものは書いていただくという方向

性は賛成ですし、これは是非書いていただきたいと思っています。そこで、お願いしたいのは2点あります。目標指標にピックアップしたものは、抽象的ではなく、必ず具体的な数値を書き込んでいただきたいということです。例えば、37頁の「孤立死のない地域づくりを進める」というのは指標でも何でもありませんので、そのように書くのであれば、相談員を何人増やすとか、そういう書き方にしていただきたいと思います。それから、【主な目標指標】というタイトルがわかりにくいということもあるかと思っていますので、「具体的な数値指標」など、書き方に工夫をしていただきたいです。それともう1点、同じく37頁の「児童や高齢者等の虐待通報や相談件数を減少する」という表現の仕方は、ひっかかりました。それは、あくまで結果であって、逆に減らしたら駄目だろうという思いもしますので、ここは指標としてもう少し書き方の工夫をしていただきたいと思います。

藤井部会長：他にいかがでしょうか。

久村委員：この計画について市民に周知をしますと書かれていますが、具体的にどのように周知しようと考えているのか、具体的にお聞きしたいと思います。市民がある程度理解していかないと、自分たちがどういふことをすればいいのかわかりにくいと思うのですが、単なる出前講座的にするのか、それとも、もう少し丁寧な説明を地区社協等なり、ネット会議などでされるつもりなのか、その辺りどのように考えているのか、聞きたいのですが。

藤井部会長：相崎委員、久村委員からご意見をいただきました。一括してお答えいただけることがあればお願いします。

事務局：目標指標については、先程も申し上げましたが、なかなか数値化するのが難しく、また、数値を挙げてそれを追うのが良いのかどうかということもありますので、もう少し検討の余地はあると思っています。例えば、地域福祉ネット会議を全小学校区に立ち上げるという目標を挙げていますが、担当者としてこれまで地域福祉ネット会議の立ち上げをしてきましたが、全部にネット会議ができることを急いでしまうと、本来の地域福祉の目的が失われてしまうということもありますし、むしろ、そういう取り組みについて話をしたり、みんなで考えてもらったりする機会を増やすということが、一番大事だと日々考えています。そういったことから、目標指標については慎重に書かせていただきたいと思っていますが、岩永委員のご意見もございましたので、この辺りは少し検討したいと思います。久村委員からの計画の周知方法についてのご意見ですが、確かにこの計画では出前講座と書いています。現在も地域福祉の推進についての市民への周知ということで出前講座をやっていますが、出前講座は要望があって初めて出向いていきますので、要望がないと聞いていただけないといった

こともありますが、地域福祉ネット会議は我々行政の職員も一緒にやっていますので、ネット会議ができた小学校区ではそういう話もしていきたいと思いません。しかし、ネット会議がまだできていない所について、どのようにアクションを起こすかはこれからの課題であると思っています。そんな中で、51頁の「計画の推進体制」という部分で、これから計画の進行管理をしていく中で、「職員研修の充実」という取り組みを書かせていただきました。これは、職員自らも地域住民として関わりを持つなど、関心を深めるための研修機会を充実するということで、我々行政職員もコミュニティの一員であることを、我々自身が認識する必要があるのではないかと考え、地域にお願いするだけではなく、職員自らも地域の一員であることを再認識するような研修機会を増やし、福祉の現場に携わる職員だけではなく、色々な職員が地域の方々と関わっていく中で、地域福祉という考え方を意識し進めていただけるということをやりたいと考えています。市民向けにホームページ等によるPRのほか、自発的には市民の方々が集まる場に、地域福祉の話を持っていくということで考えており、また職員自身も地域福祉の考え方を持てるよう、折に触れて広めていけるようにと考えています。

事務局：数値化についてですが、以前、地域医療計画を策定した時に喫煙をゼロにするという目標を掲げ、色々な所から本当にできるのかという批判などが出ました。地域福祉ネット会議が17校区にできることで目標が100%達成されるとすると、ネット会議が立ち上がっていない地域でも目的が達成されるような組織ができていくということもありますので、80%の達成率でも市全体としてはそれでも良いのではないかと考えています。目標指標の設定も難しいかなと考えています。数値目標を挙げた時には、100%が完全という見方がありますので、そういった部分からも数値を挙げるのは難しいことだと感じています。

相崎委員：おっしゃるように、数値を追うことが目的になってしまうのは本末転倒だと思います。ただ懸念するのは、計画を立てた時に抽象的な文章だけがあって、これで終わりとなってしまおうと良くないと思います。きちんと計画を遂行していくためには、わかりやすい具体的な指標を入れる必要があると思うので、可能なものに関しては数値目標を掲げていく方法で詰めていただきたいということです。おっしゃるように、ネット会議が全校区にできればOKなのかということとは違うとは思いますが、計画をしっかり推進していくための一つの工夫として、是非とも数値目標を掲げられるものは掲げるよう工夫して進めていただきたいと思います。

藤井部会長：具体的な目標として設定できるものはできる限り数値化するのが当然の話ですが、その一方で、特に地域福祉計画では、公民協働で取り組む地域福祉ネット会議のように、その立ち上げまでのプロセスが非常に重要だという場合もあり

ます。そういった意味では、岩永委員の10年計画についての表記に関するご指摘と絡んでできますが、進行管理の中でどう取り扱っていくのか、少しそれと絡めた形で文章点検をしてこのままで表記しておくのか、もう少し具体的にわかりやすい進行管理の表現にするのが要点かなと思います。では、原田委員、今日ご発言がありませんが、いかがですか。

原田委員：この計画はやはり市民が参加して育まれるものだなということを感じているのと、やはり地域というのは見守りであり、それぞれの地域の団体が協力体制をとる必要があるのではないかなというような感想を持ちました。

藤井部会長：私から少しよろしいでしょうか。31頁の全市的で多様な地域福祉活動への支援の中の主体に、社会福祉法人を入れていただきたいと思います。社会福祉法人は民間事業者と違って、社会福祉事業を行う法人ですから、社会福祉法人イコール社会貢献事業体なんです。そういう意味で、例えば、31頁の2つめ、地域貢献の部分に入れるのがいいのかわかりませんが、「事業者（企業）等」のところに「事業者（企業）・社会福祉法人」とか、別枠で「社会福祉法人との連携の促進」とかの表記で、とにかく社会福祉法人を入れておくことをご検討していただければと思います。それから、【主な目標指標】はなかなか難しいので、このようなものでいいのかと個人的には思っていますが、48頁の権利擁護支援の主な目標指標が「市民後見人を養成する」というのは弱いと思います。権利擁護支援の中核には、専門的な仕組みづくりとか、専門的な後見人養成があって、その次に市民後見人が出てくるということですので、軸となる目標指標の書き方にしていただければと思います。他にご意見はございますでしょうか。

久村委員：先程相崎委員が言われた「相談件数を減少する」という言葉は変えていただけるのでしょうか。それと、市職員も地域の住民だという心構えを持つというような話だったが、地域に住んでいる職員も意識を持って地域福祉を推進する役割を担いなさいという意味なんですかね。市民に対して丁寧な説明をし、色々と意見聞き、ネット会議ができていない所に対しても説明をしていくということが必要だと思うのですが、職員に対して言われた意味はどういうことですか。

事務局：「相談件数を減少する」という言葉については検討したいと思います。それから、現在、新規採用職員には福祉全般の研修をする中で、地域福祉についても研修を行っています。その中で、市の地域福祉計画ではこういうことを考えている、地域福祉とは何かという研修が主になっていて、職員自らもそれぞれの地域に戻ると、地域コミュニティの一員であるという話はしてこなかったという反省があります。今回、地域福祉計画の改定にあたり、前回の全体会でも、市職員があまり地域活動をしていないという厳しいご意見をいただきました。ですか

ら、我々自らが地域の一員としての活動もするように、また、職務上で地域の方々と関わる時に地域福祉の考え方をきちんと理解して関わりが持てるようにしていくことで、職員一人ひとりが地域福祉の推進役になれるような研修を進めていくことで、地域福祉計画を周知、推進していこうということを書かせていただいています。

久村委員：個人的に自覚して参加するのは良いと思います。ただ、この内容を地域の方々に理解していただいて、住民自らも自覚を持って動いていただこうと思ったら、出前講座的なものだけでは足りないと思います。そういう意味で、この計画を住民の方々にアピールする方法をもう少し考えていただいたほうが良いのではないかと思います。地域に住んでいる職員に担いなさいというのはちょっとどうかなと思います。先程、地域福祉ネット会議がある所にはこの計画について説明に行くということでしたが、ない所に対しても、もう少し工夫をすべきではないかなという意味で聞いたのですが。

事務局：地域福祉ネット会議がある所は、既にそういう動きがありますので特にそういう説明もいらないのですが、ない所を決して放置している訳ではありませんで、我々も社協と一緒にあって、声かけをしてそういう話をする場を持っていただいております。それは引き続きしていく中で、受け身ではありますが出前講座にも行かせていただき、色々と地域の方々に話をする機会はこれからも増やしていきたいと考えております。職員に対して、地域福祉の推進役として地域福祉計画の説明をできるようになってくださいとは決して思っておりません。職員自らが地域に戻った時に、率先して行動できるようになっていくことを目指していきたいということで書かせていただきました。

藤井部会長：よろしいでしょうか。どうもご審議ありがとうございました。これをもちまして第3回の審議を終わりたいと思います。事務局においては、本日の意見を踏まえて大綱案の修正をお願いしたいと思います。それでは、今後の予定について事務局よりお願いします。

事務局：12月3日金曜日の午後6時から福祉対策審議会第3回全体会をこの会場で行い、第2次伊丹市地域福祉計画大綱案を確定していく予定です。ここで、健康福祉部長より一言ご挨拶させていただきます。

健康福祉部長：一言御礼申し上げたいと思います。藤井部会長をはじめ、部会委員の皆様には3回にわたり、慎重にご審議、ご提言をいただきまして、立派な大綱案ができたことと喜んでおります。ご議論いただく中で、藤井部会長から地域福祉計画は難解な計画だとお話いただきましたが、私も色々な個別計画がある中で、地域福祉計画はその隙間、狭間を埋める計画だという認識をしておりまして、介護保

険や高齢者のことなど、どの領域まで盛り込むべきなのかといった難しい面も
ございます。そのような中で、慎重に熱心にご審議いただいたことに対しまし
て厚く御礼申し上げたいと思います。なお、全体会を12月3日に予定させて
いただいておりますので、ご出席を賜れば有り難いと思います。よろしくお願
いいたします。ありがとうございました。

藤井部会長：それでは、皆さんご苦労様でございました。本日の会議はこれで終了します。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印